

「全国森林環境税」の創設に関する意見書

我が国の国土の約7割は森林であり、我々は森林とともに生活を営んできました。森林は地球温暖化防止機能のほか、水源涵養機能、土砂災害防止機能など多面的な公益的機能を有し、国民一人一人に多大な恩恵をもたらしています。

しかしながら、森林が多く所在する山村地域においては、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化・後継者不足に加え、急速な人口減少など、大変厳しい状況にあります。

このような中、政府・与党は「平成29年度税制改正大綱」において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る」との方針を示しました。

山村地域における森林整備の推進は、多面的機能による国土の保全や防災、地方創生等にもつながるものであり、そのための財源強化は必要不可欠です。

以上のことから、森林・林業・山村対策の抜本的強化を図るため、「全国森林環境税」を早期に導入するよう強く要請いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成29年9月26日

伊 那 市 議 会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

環境大臣